

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 採用，異動等
 - 第1節 採用（第7条—第12条）
 - 第2節 評価（第13条）
 - 第3節 昇任（第14条）
 - 第4節 異動（第15条・第16条）
 - 第5節 クロスアポイントメント制（第16条の2）
 - 第6節 休職及び復職（第17条—第21条）
 - 第7節 期間の定めのない労働契約への転換（第21条の2）
 - 第8節 退職（第22条—第25条）
 - 第9節 降任及び解雇（第26条—第28条）
 - 第10節 退職後の責務等（第29条—第31条）
- 第3章 給与（第32条）
- 第4章 服務規律（第33条—第37条）
- 第5章 労働時間及び休暇等（第38条）
- 第6章 研修（第39条）
- 第7章 表彰（第40条）
- 第8章 懲戒等（第41条—第44条）
- 第9章 安全及び衛生（第45条—第51条）
- 第10章 出張（第52条・第53条）
- 第11章 福利・厚生（第54条）
- 第12章 災害補償（第55条）
- 第13章 退職手当（第56条）
- 第14章 職務発明等（第57条）
- 第15章 雑則（第58条）

附則

第1章 総則

（目的及び効力）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）の職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）及びその他の法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において「職員」とは、大学に常時勤務する者（次条各号に掲げる者を除く。）をいう。

2 この規則において「教員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。

（適用除外）

第3条 次の各号に掲げる者については、それぞれ就業規則を別に定める。

(1) 第25条の規定により再雇用する者

(2) 期間を定めて雇用する者（病院長、第24条の規定により定年を延長される教員、国立大学法人徳島大学教員の任期に関する規則（平成16年度規則第38号）第2条の規定により任期を付される教員、国立大学法人徳島大学職員人事規則（平成16年度規則第14号。以下「人事規則」という。）第3条第2項第4号の規定により雇用される任期付き職員及び国

立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年度規則第20号。以下「労働時間、休暇等規則」という。）第29条第5項の規定により雇用される任期付き職員を除く。）

（教員に関する別段の定め）

第4条 教員の採用、懲戒等に関する事項は、教員の職務とその責任の特殊性に鑑み、別段の定めをすることができる。

（規則の遵守）

第5条 大学及び職員は、それぞれの立場で法令及びこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

（権限の委任）

第6条 大学の長（以下「学長」という。）は、この規則に規定する権限の一部を他の役員又は職員に委任することができる。

第2章 採用、異動等

第1節 採用

（採用）

第7条 職員の採用は、競争試験又は選考により学長が行う。

2 職員として採用されることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) その他大学が必要と認める書類

3 職員の採用の取扱いについて必要な事項は、人事規則で定める。

（赴任）

第8条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり、学長の承認を得たときは、この限りでない。その場合、赴任日は、採用の日から7日以内とする。

（職員の配置）

第9条 職員の配置は、大学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

（労働条件の明示）

第10条 大学は、職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次の労働条件に係る事項を記載した文書を交付し、その他の労働条件については口頭又は文書で明示する。

(1) 給与に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 労働契約の期間に関する事項

(4) 労働契約の更新の有無及び基準に関する事項

(5) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

(6) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項

(7) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（試用期間）

第11条 新たに採用した者については、採用の日から6月間を試用期間とする。ただし、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国、地方自治体又はこれらに準ずる機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

2 試用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない。

(1) 勤務成績、業務能率又は勤務状況が不良なとき。

(2) 精神又は身体の障害により、職務の遂行に堪えられないとき。

(3) その他職員としての適格性を欠くとき。

3 第27条第3項の規定は、前項の規定に基づいて試用期間中の者（試用期間が14日を経過していない者を除く。）を解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない場合に、これを準用する。

4 第28条の規定は、第2項の規定に基づいて試用期間中の者を解雇し、又は試用期間満了時に本採用しない場合に、これを準用する。

5 試用期間は、勤続年数に通算する。

(提出書類)

第12条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 住民票記載事項の証明書
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書
- (3) 職歴のある者にあつては、源泉徴収票、年金手帳及び雇用保険被保険者証
- (4) その他大学が必要と認める書類

第2節 評価

(勤務評定)

第13条 職員の勤務成績について、評定を実施する。

第3節 昇任

(昇任)

第14条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

第4節 異動

(異動)

第15条 学長は、業務の都合により、職員に配置換、併任及び在籍出向（以下「異動」という。）を命ずることがある。

2 異動を命じられた職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

3 配置換及び在籍出向を命じられた職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、指定された期日までに、後任者に対する業務の引継ぎを完了し、所属長にその旨を報告しなければならない。

4 第8条の規定は、配置換及び在籍出向を命じられた場合に、これを準用する。

5 職員の配置換及び併任の取扱いについて必要な事項は、人事規則で定める。

6 職員の在籍出向の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員出向規則（平成16年度規則第15号）で定める。

(転籍出向)

第16条 学長は、業務の都合により、職員に転籍出向を命ずることがある。

2 前項の場合、学長は、職員の同意を得なければならない。

第5節 クロスアポイントメント制

(クロスアポイントメント制)

第16条の2 教員は、大学以外の機関との協定に基づき、クロスアポイントメント制の適用を受けることができる。

2 クロスアポイントメント制について必要な事項は、国立大学法人徳島大学クロスアポイントメント制に関する規則（平成27年度規則第34号）で定める。

第6節 休職及び復職

(休職)

第17条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、休職にすることができる。

- (1) 精神又は身体の障害のため、長期の休養を要するとき。
- (2) 私事により、欠勤が連続して1月に達したとき。
- (3) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (4) 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (5) 国又は特定独立行政法人の委託を受け、前号に掲げる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事するとき。
- (6) 職員が研究成果の活用や経営参加等のため営利企業その他の団体の職を兼ね、あるいはその営利企業等の事業に協力ないし関与する必要がある、かつ、大学における職務に従事することができないと認められるとき。
- (7) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったとき。

(8) 我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣するとき。

(9) 労働組合業務に専従するとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき。

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 第1項第2号における欠勤は、欠勤の中断期間が1月未満の場合は前後の欠勤期間を通算し、連続しているものとみなす。

(休職の期間)

第18条 前条第1項第1号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内とする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号の規定による休職の期間は、1月とする。

3 前条第1項第3号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 前条第1項第4号から第7号まで及び第10号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内とする。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

5 前条第1項第8号及び第9号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも5年を超えない範囲内とする。前条第1項第8号の休職の期間が5年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(復職)

第19条 休職中の職員の休職事由が消滅した場合においては、当該職員が退職し、又は他の事由により休職にされない限り、速やかにその職員を復職させなければならない。

2 第17条第1項第1号に掲げる事由により休職にした者については、前条第1項に定める休職期間が満了するまでに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職させるものとする。

3 前項の規定により復職した者が復職後1月以内に同一の精神又は身体の障害の再発のため引き続き14日以上勤務できなかつたときは、復職を取り消し、勤務しなかつた日を休職期間に通算する。

4 第17条第1項第2号に掲げる事由により休職とした者について、復職後1年以内に同一の事由により欠勤するときは、欠勤開始日より休職とする。

5 第1項の規定は、第17条第1項第3号に掲げる事由により休職とした者について、当該休職事由が消滅するまでに、第42条の規定に基づいて懲戒処分を行うことを妨げるものではない。

6 休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は、当然復職するものとする。

(休職中の者の身分等)

第20条 休職中の職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職中の職員は、休職にされたときに占めていた職位又は休職中に異動した職位を保有するものとする。

3 前項の規定は、当該職位を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

4 休職中の職員の給与については、国立大学法人徳島大学職員給与規則（平成16年度規則第8号。以下「給与規則」という。）又は国立大学法人徳島大学年俸制適用職員給与規則（平成22年度規則第83号。以下「年俸制給与規則」という。）で定める。

(在籍出向休職)

第21条 職員が第15条第1項に基づき在籍出向を命ぜられた場合は、在籍出向休職とする。

第7節 期間の定めのない労働契約への転換

(期間の定めのない労働契約への転換)

第21条の2 任期を定めて雇用されている者のうち平成25年4月1日以後に大学との間で契約された期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の契約期間を通算した期間（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項により通算契約期間に算入しないこととされている期間は除く。）が5年（教員にあっては、研究開発システムの改革の推

進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律に基づき、10年)を超えるものであって、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する者は、当該契約期間が満了する30日前までに学長に文書を提出することにより、無期労働契約への転換を申し込むことができる。

- 2 前項の規定により無期労働契約へ転換した場合、就業規則については、引き続きこの規則が適用され、労働条件については、現に契約している有期労働契約の労働条件(労働契約の期間を除く。)と同一の労働条件(労働契約の期間を除く。)とする。ただし、職員の同意を得た場合は、この限りでない。

第8節 退職

(退職)

第22条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を申し出て学長から承認されたとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、学長から認定を受けたとき。
- (4) 任期を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 大学の役員に就任したとき。
- (7) 第17条第1項第1号、第2号、第7号及び第10号に掲げる事由により休職とした者について、第18条に定める休職の期間を満了したにもかかわらず、なお、休職事由が消滅していないとき。

- 2 その他職員の退職の取扱いについて必要な事項は、人事規則で定める。

(定年)

第23条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

- 2 前項の定年は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 教員 満65歳
- (2) 用務員 満63歳
- (3) 前2号以外の職員 満60歳

(定年の延長)

第24条 教員のうち、特に顕著な業績があり、学長が特に必要と認める場合には、前条の規定にかかわらず、その教員に係る定年退職日の翌日から起算して5年を超えない範囲内で期限を定め、その教員を引き続いて勤務させることができる。

(定年後の再雇用)

第25条 第23条第2項第2号及び第3号の規定により退職した者で、再雇用を希望する者については、一事業年度を超えない範囲内で任期を定め、再雇用する。ただし、第22条に規定する退職事由(同条第1項第2号を除く。)又は第27条に規定する解雇事由に該当する場合には、再雇用しない。

第9節 降任及び解雇

(降任)

第26条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任を行うことができる。

- (1) 勤務成績、業務能率又は勤務状況が不良なとき。
- (2) 精神又は身体の障害により職務の遂行に堪えられないとき。
- (3) その他必要な適性を欠くとき。

- 2 前項の規定による降任を行う場合においては、不服申立ての機会を与える。

(解雇)

第27条 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。

- (2) 禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられたとき。
- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。
- (1) 勤務成績若しくは業務能率が著しく不良で、向上の見込がなく、又は勤務状況が著しく不良で、改善の見込がなく、他の職務にも転換できない等、職員としての職責を果たし得ないと認められたとき。
- (2) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなおその障害により職務の遂行に堪えられないと認められたとき。
- (3) 大学の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、組織の改廃等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。
- (4) 従事している業務を廃止する必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。
- (5) 従事している業務に係る資金の受け入れが終了となり当該業務を縮小する必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。
- (6) 第41条に規定する懲戒の事由に該当する事実があると認められたとき。
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。
- 3 前2項の規定による解雇を行う場合においては、30日前までにその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。
- 4 第2項の規定による解雇を行う場合においては、不服申立ての機会を与える。
- 5 職員が第3項の規定による解雇の予告がなされた場合において、学長に対し、当該退職の日までの間においても、当該解雇の理由を記載した文書の交付を請求することができる。

（解雇制限）

第28条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては、解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 別に定める産前産後の期間及びその後30日間

第10節 退職後の責務等

（退職後の責務）

第29条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（借用物品の返還）

第30条 職員が退職した場合又は解雇された場合は、大学から借用している物品を速やかに返還しなければならない。

（退職証明書の交付）

第31条 学長は、労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、これを交付する。

第3章 給与

（給与）

第32条 職員の給与について必要な事項は、給与規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、年俸制給与規則によることができる。

第4章 服務規律

（服務）

第33条 職員は、国大法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、上司の指揮命令に従って誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、その指揮命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先

してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第34条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく職務以外の目的で大学の施設、物品等を使用しないこと。
- (2) 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと。
- (3) 大学の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
- (4) 職務上知ることのできた秘密又は個人情報を漏らさないこと。
- (5) その他職員としてふさわしくない行為をしないこと。

(ハラスメントの禁止)

第35条 職員は、相手方の望まない言動により、他の職員、学生等に不利益や不快感を与えたり、就業環境又は修学環境を悪くすると判断されるようなことを行ってはならない。

(兼業)

第36条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員兼業規則（平成16年度規則第17号）で定める。

(職員の倫理)

第37条 職員の職務に係る倫理について必要な事項は、国立大学法人徳島大学倫理規則（平成16年度規則第18号）で定める。

第5章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第38条 職員の労働時間及び休暇等について必要な事項は、労働時間、休暇等規則で定める。

第6章 研修

(研修)

第39条 職員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 職員の研修の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員研修規則（平成16年度規則第24号）で定める。

第7章 表彰

(表彰)

第40条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを表彰する。

- (1) 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき。
- (2) 大学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行ったとき。
- (3) その他学長が必要と認めるとき。

2 職員の表彰の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学表彰規則（平成16年度規則第25号）で定める。

第8章 懲戒等

(懲戒の事由)

第41条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その情状に応じて、次条に定める懲戒処分を行う。

- (1) 重大な経歴詐称をして雇用されたとき。
- (2) 正当な理由なしに無断欠勤をし、出勤の督促に応じなかったとき。
- (3) 正当な理由なしに無断でしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
- (4) 正当な理由なく、しばしば業務上の命令に従わなかったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により大学に重大な損害を与えたとき。
- (6) 大学内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき。
- (7) 素行不良で大学の秩序又は風紀を乱したとき。
- (8) 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込がないと認められたとき。

- (9) 相手方の望まない行動により、円滑な職務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させ、又はその言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行ったとき。
- (10) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供応を受けたとき。
- (11) 私生活上の非違行為や大学に対する誹謗中傷等によって大学の名誉又は信用を著しく傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
- (12) 大学の業務上重要な秘密を外部に漏洩して大学に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻止したとき。
- (13) 職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用したとき。
- (14) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

(懲戒の種類・内容)

第42条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとする。

- (1) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは、労基法第20条に規定する手当を支給しない。
 - (2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日以上平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けずに即時に解雇する。
 - (3) 停職 1年以上1年以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
 - (4) 出勤停止 1日以上10日以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
 - (5) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の半日分を限度として、かつ、その総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1以内の額を上限として給与から減ずる。
 - (6) 戒告 将来を戒める。
- 2 第27条第5項の規定は、第1項第2号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。
- 3 第28条の規定は、第1項第1号及び第2号に掲げる懲戒処分を行う場合に、これを準用する。
- 4 職員の懲戒の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員懲戒規則（平成16年度規則第26号）で定める。

(訓告等)

第43条 前条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、訓告、嚴重注意又は注意（以下「訓告等」という。）を行うことができる。

(損害賠償)

第44条 職員が業務に関し大学に重大な損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。なお、これによって第42条の懲戒を免れるものでない。

第9章 安全及び衛生

(安全・衛生の確保に関する措置)

第45条 大学は、職員の心身の健康増進及び危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

- 2 前項及び次条から第51条までに定めるもののほか、職員の安全・衛生管理の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員安全衛生管理規則（平成16年度規則第27号）で定める。

(協力義務)

第46条 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生教育)

第47条 職員は、大学が行う安全、衛生に関する教育、訓練を受けなければならない。

(非常時の措置)

第48条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第49条 職員は、次の事項を守らなくてはならない。

- (1) 安全及び衛生について上司の命令に従い、実行すること。
- (2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(健康診断)

第50条 職員は、大学が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。

2 学長は、前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に就業の禁止、労働時間の制限等当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

3 職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第51条 職員は、自己、同居人又は近隣の者が伝染病にかかり若しくはその疑いがある場合は、直ちに上司に届け出てその命令に従わなければならない。

2 学長は、前項の届出の結果必要と認める場合には、当該職員に就業の禁止を命ずることができる。

第10章 出張

(出張)

第52条 学長は、業務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることがある。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに学長に報告しなければならない。

(旅費)

第53条 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、国立大学法人徳島大学旅費規則（平成16年度規則第28号）で定める。

第11章 福利・厚生

(宿舎)

第54条 職員の宿舎の利用について必要な事項は、国立大学法人徳島大学宿舎規則（平成16年度規則第29号）で定める。

第12章 災害補償

(災害補償)

第55条 職員が業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償、被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法及び労災法の定めるところによる。

第13章 退職手当

(退職手当)

第56条 給与規則により給与を決定された職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人徳島大学職員退職手当規則（平成16年度規則第9号）で定める。

第14章 職務発明等

(権利の帰属)

第57条 職員が職務上行った発明等（以下「職務発明等」という。）は、特別の理由がある場合を除き、大学に帰属するものとする。

2 職務発明等の取扱いについて必要な事項は、国立大学法人徳島大学職務発明規則（平成16年度規則第19号）で定める。

第15章 雑則

(規則の解釈等)

第58条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、役員会に諮って学長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国大法附則第4条の規定により身分を承継された職員が、この規則施行の日前において行った行為が第41条各号に定める事由に該当すると認められた場合は第42条に定める懲戒処分又は第43条に定める訓告等を行う。
- 3 この規則施行の日の前日において、現に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条第1号又は人事院規則11—4第3条第1項第1号の規定により休職とされている職員は、この規則の休職に関する規定の適用により休職とされたものとみなす。

附 則（平成17年3月24日規則第149号改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第106号改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第84号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月31日規則第15号改正）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日規則第34号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月28日規則第40号改正）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第25号改正）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第98号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日規則第11号改正）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日規則第41号改正）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第105号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日までに、無期労働契約への転換を申し込むことができる権利が生じている教員にあつては、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月25日規則第12号改正）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年7月29日規則第15号改正）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日規則第33号改正）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

履修モデル ①

学生が学修したいテーマ	食品工場の衛生管理と品質保証に関連する知識を学ぶ	対象コース	食料生物科学コース
選択する教育クラスター	フォトニクスクラスター		
養成する人材像	農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等を深く理解し、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できるとともに、光を利用したデバイス設計・製造・評価、光を応用した計測手法や情報通信技術など光応用関連技術につながる基礎知識を持つ人材を育成		
活躍が期待される分野	食品製造業、食品加工機械類製造業、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、食品流通業、ベンチャー起業家、公務員、農林水産業団体職員等		

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●食料生物科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得)		8	32
教育クラスター科目	光デバイス特論② (他専) 非破壊計測学② (他専) 食安全学特論② (自コ)	光デバイスによる生産環境の最適化など光応用関連技術につながる基礎知識を修得【分野横断型教育】			6	
所属基盤コース 専門科目	機能性食品学特論②				食品評価特論②	
		●食料生物科学特別実習①	●食料生物科学特別講義①		4	
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論①					
	科学技術論B①					

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 3 2単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ②

学生が学修したいテーマ	1次産品の保管・輸送過程における品質保証と衛生管理を学ぶ	対象コース	生物生産科学コース
選択する教育クラスター	フォトニクスクラスター		
養成する人材像	ゲム編集技術等の最先端の育種技術を学ぶと共に、植物工場などの施設型生産システムやAIやロボットを活用する生産システムに関する科目を履修し、より生産性の高い農業、高付加価値産品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、新しい農業を通して社会貢献、地域活性化を志向するとともに、光を利用したデバイス設計・製造・評価、光を応用した計測手法や情報通信技術など光応用関連技術につながる基礎知識を持つ人材を育成		
活躍が期待される分野	施設園芸型農業法人、農林畜水産業及びそれらの関連法人、種苗企業、農協、生協、食品製造業、製菓系企業、化粧品産業、農林水産技術者、畜産技術者、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、6次産業関連企業、ベンチャー起業家、公務員等		

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得)		8	32
教育クラスター科目	光デバイス特論② (他専) 非破壊計測学② (他専) 食安全学特論② (他コ)	光デバイスによる生産環境の最適化など光応用関連技術につながる基礎知識を修得【分野横断型教育】			6	
所属基盤コース 専門科目	植物細胞工学特論② 動物生殖工学特論②				生産システム制御工学特論②	
			●生物生産科学特別講義①		4	
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論①					
	科学技術論B①					

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 3 2単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ③

学生が学修したいテーマ	災害時の新しい非常食を学ぶ	対象コース	食料生物科学コース
選択する教育クラスター	防災・危機管理クラスター		

養成する人材像	農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等を深く理解し、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できるとともに、防災・減災関連技術など社会のリスク管理に関連した基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	食品関連企業（生産・研究・商品開発）、フードビジネス業、食品加工業、食品流通業、ベンチャー起業家、公務員、農林水産業団体職員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●食料生物科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●食料生物科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	食安全学特論② (他専) リスクコミュニケーション② (他専) 危機管理学② (他専)	防災・減災を目的とする危機管理等に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】			6	
所属基盤コース 専門科目	機能性食品学特論② 応用微生物学特論②				食品評価学特論② 食品加工保蔵特論② ●食料生物科学特別実習①	
専攻共通科目	●生物資源学研究④			4		
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①			4		

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ④

学生が学修したいテーマ	自然災害を受け難い1次産品の生産法を学ぶ	対象コース	生物生産科学コース
選択する教育クラスター	防災・危機管理クラスター		

養成する人材像	ゲノム編集技術等の最先端の育種技術を学ぶと共に、植物工場などの施設型生産システムやAIやロボットを活用する生産システムに関する科目を履修し、より生産性の高い農業、高付加価値産品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、新しい農業を通して社会貢献、地域活性化を志向するとともに、防災・減災関連技術など社会のリスク管理に関連した基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	農林畜水産業及びそれらの関連法人、種苗企業、農協、生協、食品製造業、農林水産技術者、畜産技術者、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、ベンチャー起業家、公務員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●生物生産科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	危機管理学② (他専)	防災・減災を目的とする工学的技術等に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】			6	
所属基盤コース 専門科目	植物細胞工学特論② 動物生殖工学特論②				耐風工学特論② (他専) 斜面減災工学特論② (他専)	
専攻共通科目	●生物資源学研究④			4		
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①			4		

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑤

学生が学修したいテーマ	地域特産物で地域を活性化する知識を学ぶ	対象コース	食料生物科学コース
選択する教育クラスター	地域開発クラスター		

養成する人材像	農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等を深く理解し、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できるとともに、徳島の地域特性を活かした社会再生のための基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	フードビジネス業、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、食品加工業、食品流通業、ベンチャー起業家、公務員、農林水産業団体職員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●食料生物科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●食料生物科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	都市地域情報システム② (他専) 農場市場学特論② (他コ)	地域社会特論② (他専)	都市計画や持続可能な共生社会などに関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】		6	
所属基盤コース 専門科目	食安全学特論② 機能性食品学特論②	食品評価特論② 食品加工保蔵特論② ●食料生物科学特別実習①			●食料生物科学特別講義①	
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①				4	

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑥

学生が学修したいテーマ	新しい地域特産物を開発する知識を学ぶ	対象コース	生物生産科学コース
選択する教育クラスター	地域開発クラスター		

養成する人材像	ゲノム編集技術等の最先端の育種技術を学ぶと共に、植物工場などの施設型生産システムやAIやロボットを活用する生産システムに関する科目を履修し、より生産性の高い農業、高付加価値製品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、新しい農業を通して社会貢献、地域活性化を志向するとともに、徳島の地域特性を活かした社会再生のための基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	農林畜水産業及びそれらの関連法人、種苗企業、農協、生協、食品製造業、農林水産技術者、畜産技術者、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、6次産業関連企業、ベンチャー起業家、公務員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●生物生産科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	都市地域情報システム② (他専) 農場市場学特論② (自コ)	地域社会特論② (他専)	都市計画や持続可能な共生社会などに関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】		6	
所属基盤コース 専門科目	植物細胞工学② 動物生殖工学特論② 植物保護学特論②	生産システム制御工学特論② ●生物生産科学特別実習①			●生物生産科学特別講義①	
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①				4	

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑦

学生が学修したいテーマ	生物資源の活用法としてバイオエタノールを学ぶ	対象コース	応用生命科学コース
選択する教育クラスター	環境・エネルギークラスター		

養成する人材像	生物工学的手法を用いて、生物資源又は成分並びにそれらの化学合成誘導体を対象に、新しい機能性物質を探索し、医薬品、化粧品、機能性食品等への応用に貢献できるとともに、人類の持続的な発展に向けたエネルギーの効率的な利用と環境保護につながる基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	化学系企業、発酵醸造業、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、化粧品産業、医用工学系企業、ベンチャー起業家、公務員、商社等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●応用生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●応用生命科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	生物化学工学特論② (自コ)	分析・環境化学特論② (他専) 資源利用学特論② (他コ)	生物工学や環境物質の特性等に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】		6	
所属基盤コース 専門科目	環境生物学特論② 細胞工学特論② 先端生命科学特論②	細胞情報学特論② ●応用生命科学特別実習①			●応用生命科学特別講義①	
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論① 科学技術論B①					

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑧

学生が学修したいテーマ	生物資源を医薬等に高度利用する知識を修得する	対象コース	応用生命科学コース
選択する教育クラスター	メディカルサイエンスクラスター		

養成する人材像	生物工学的手法を用いて、生物資源又は成分並びにそれらの化学合成誘導体を対象に、新しい機能性物質を探索し、医薬品、化粧品、機能性食品等への応用に貢献できるとともに、理学・工学の知識を医学・医療現場に展開するための基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	製薬系企業、医用工学系企業、化学系企業、化粧品産業、ベンチャー起業家、公務員、商社等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●応用生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●応用生命科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	創薬学特論② (自コ) 多元画像処理② (他専)	生体工学特論② (他専)	医用工学、医化学等に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】		6	
所属基盤コース 専門科目	微生物工学特論②	細胞工学特論② 先端生命科学特論② 再生医学特論② ●応用生命科学特別実習①			●応用生命科学特別講義①	
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論① 科学技術論B①					

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑨

学生が学修したいテーマ	スマート農業による労働環境の改善法を学ぶ	対象コース	生物生産科学コース
選択する教育クラスター	ロボティクス・人間支援クラスター		

養成する人材像	ゲム編集技術等の最先端の育種技術を学ぶと共に、植物工場などの施設型生産システムやAIやロボットを活用する生産システムに関する科目を履修し、より生産性の高い農業、高付加価値製品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、新しい農業を通して社会貢献、地域活性化を志向するとともに、福祉・介護ロボットや生産技術・流通・計測ロボットなどロボット関連技術につながる基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	農業機械工業、農林畜水産業及びそれらの関連法人、種苗企業、農協、生協、農林水産技術者、畜産技術者、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、6次産業関連企業、ベンチャー起業家、公務員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●生物生産科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	ロボット工学特論② (他専) 制御応用工学特論② (他専) 自律知能システム② (他専)	ヒトと機械の相互作用、農業ロボットの開発等に関する基礎知識を修得【分野横断型教育】			6	
所属基盤コース 専門科目	植物細胞工学特論② 発生生物学特論②			植物分子生物学特論② 生産システム制御工学特論② ●生物生産科学特別実習①	●生物生産科学特別講義①	
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①				4	

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 3 2単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑩

学生が学修したいテーマ	生理活性物質のビッグデータを構築する	対象コース	応用生命科学コース
選択する教育クラスター	データサイエンスクラスター		

養成する人材像	生物工学的手法を用いて、生物資源又は成分並びにそれらの化学合成誘導体を対象に、新しい機能性物質を探索し、医薬品、化粧品、機能性食品等への応用に貢献できるとともに、膨大なデータから必要な情報を分類・抽出し、社会の諸問題を効率的に解決できるデータ解析手法やその関連技術の基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	製菓系企業、医用工学系企業、化学系企業、農林畜水産業及びそれらの関連法人、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、ベンチャー起業家、公務員、商社等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●応用生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●応用生命科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	集積回路特論② (他専)	デジタル通信工学特論② (他専) マルチメディア工学② (他専)	生物資源の情報解析等に関する基礎知識を修得【分野横断型教育】		6	
所属基盤コース 専門科目	生物物理化学特論② 細胞工学特論② 先端生命科学特論②	細胞情報学特論② ●応用生命科学特別実習①			●応用生命科学特別講義①	
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①				4	

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 3 2単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑪

学生が学修したいテーマ	食料の廃棄を解決する方法を学ぶ	対象コース	食料生物科学コース
選択する教育クラスター	データサイエンスクラスター		

養成する人材像	農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等を深く理解し、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できるとともに、膨大なデータから必要な情報を分類・抽出し、社会の諸問題を効率的に解決できるデータ解析手法やその関連技術の基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	食品製造業、フードビジネス業、食品加工業、食品流通業、ベンチャー起業家、公務員、農林水産業団体職員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●食料生物科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得)		8	32
教育クラスター科目	集積回路特論② (他専)		生物資源の情報解析等に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】		6	
		栄養生化学特論② (自コ) マルチメディア工学② (他専)				
所属基盤コース 専門科目	食安全学特論②				10	
	機能性食品学特論②					
		食品評価特論②				
		分子組織代謝学特論②				
		●食料生物科学特別実習①				
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論①					
	科学技術論B①					

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 3 2単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑫

学生が学修したいテーマ	生物資源を素材として高度利用する知識を学ぶ	対象コース	応用生命科学コース
選択する教育クラスター	機能性材料クラスター		

養成する人材像	生物工学的手法を用いて、生物資源又は成分並びにそれらの化学合成誘導体を対象に、新しい機能性物質を探索し、医薬品、化粧品、機能性食品等への応用 に貢献できるとともに、社会を支える素材の開発・設計・製造・加工・評価につながる基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	化学工業、製薬系企業、食品関連企業 (生産・研究・商品開発)、化粧品産業、医用工学系企業、ベンチャー起業家、公務員、商社等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●応用生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得)		8	32
教育クラスター科目	材料物性特論② (他専)		機械材料の物性、電気電子の素材等に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】		6	
		光材料科学特論② (他専) 資源利用学特論② (他コ)				
所属基盤コース 専門科目	生物物理化学特論②				10	
	生体熱力学特論②					
	細胞工学特論②					
		微生物工学特論②				
		●応用生命科学特別実習①				
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論①					
	科学技術論B①					

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 3 2単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑬

学生が学修したいテーマ	持続可能な食品の生産法について学ぶ		
選択する教育クラスター	環境共生クラスター	対象コース	食料生物科学コース

養成する人材像	農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等を深く理解し、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できるとともに、地域の自然・文化・社会環境を理解し、人間と環境の調和に根ざす持続可能な共生社会の実現につながる基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	食品関連企業（生産・研究・商品開発）、フードビジネス業、食品加工業、食品流通業、ベンチャー起業家、公務員、農林水産業団体職員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計		
	前期	後期	前期	後期				
学位論文指導科目	●食料生物科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●食料生物科学特別研究④		8	32		
教育クラスター科目	環境生態学特論② (他専)	地域社会特論② (他専)	環境保全、地域社会の環境政策等に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】		6			
所属基盤コース 専門科目	食安全学特論②	食品加工保蔵特論② (自コ)						10
	機能性食品学特論②	栄養生化学特論②						
	酵素化学特論②	●食料生物科学特別実習①						
専攻共通科目	●生物資源学研究④		●食料生物科学特別講義①		4			
研究科共通科目	●データサイエンス②				4			
	グローバル社会文化論①	科学技術論B①						

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑭

学生が学修したいテーマ	持続可能な食糧生産について学ぶ		
選択する教育クラスター	環境共生クラスター	対象コース	生物生産科学コース

養成する人材像	ゲノム編集技術等の最先端の育種技術を学ぶと共に、植物工場などの施設型生産システムやAIやロボットを活用する生産システムに関する科目を履修し、より生産性の高い農業、高付加価値製品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、新しい農業を通して社会貢献、地域活性化を志向するとともに、地域の自然・文化・社会環境を理解し、人間と環境の調和に根ざす持続可能な共生社会の実現につながる基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	農林畜水産業及びそれらの関連法人、種苗企業、農協、生協、農林水産技術者、畜産技術者、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、ベンチャー起業家、公務員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計		
	前期	後期	前期	後期				
学位論文指導科目	●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●生物生産科学特別研究④		8	32		
教育クラスター科目	フィールド水圏生物学特論② (自コ)	環境生態学特論② (他専)	地域社会特論② (他専)	環境保全、地域社会の環境政策等に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】			6	
所属基盤コース 専門科目	植物細胞工学②	植物分子生物学特論②						10
	発生生物学特論②	生産システム制御工学特論②						
		●生物生産科学特別実習①						
専攻共通科目	●生物資源学研究④		●生物生産科学特別講義①		4			
研究科共通科目	●データサイエンス②				4			
	グローバル社会文化論①	科学技術論B①						

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑮

学生が学修したいテーマ	新しい機能性成分の開発について学ぶ	対象コース	応用生命科学コース
選択する教育クラスター	農工連携クラスター		

養成する人材像	生物工学的手法を用いて、生物資源又は成分並びにそれらの化学合成誘導体を対象に、新しい機能性物質を探索し、医薬品、化粧品、機能性食品等への応用に貢献できるとともに、農業の効率化のため、次世代スマート農業に関する基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	製薬系企業、化学系企業、化粧品産業、医用工学系企業、ベンチャー起業家、公務員、商社等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●応用生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●応用生命科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	自律知能システム② (他専) 光機能材料・光7Pパイル論1② (他専)		生物資源及びその成分を工学的に改良する技術に関する基礎知識を修得【分野横断型教育】		6	
		バイオメカニカルデザイン② (他専)				
所属基盤コース 専門科目	生物化学工学特論②				10	
	細胞工学特論②					
		ケミカルバイオロジー特論②				
		微生物工学特論②				
		●応用生命科学特別実習①				
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論①					
	科学技術論B①					
			●応用生命科学特別講義①			

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑯

学生が学修したいテーマ	新しい加工食品の開発について学ぶ	対象コース	食料生物科学コース
選択する教育クラスター	農工連携クラスター		

養成する人材像	農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等を深く理解し、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できるとともに、農業の効率化のため、次世代スマート農業に関する基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	農林畜水産業及びそれらの関連法人、食品加工機械製造業、食品加工業、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、食品流通業、ベンチャー起業家、公務員、農林水産業団体職員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●食料生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●食料生命科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	自律知能システム② (他専) ロボット工学特論② (他専)		食品製造法に工学的手法を導入するための基礎知識を修得【分野横断型教育】		6	
		生産システム制御工学特論② (他コ)				
所属基盤コース 専門科目	食安全学特論②				10	
	応用微生物学特論②					
		食品評価特論②				
		食品加工保蔵特論②				
		●食料生物科学特別実習①				
専攻共通科目	●生物資源学研究④				4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論①					
	科学技術論B①					
			●食料生物科学特別講義①			

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※ (他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑰

学生が学修したいテーマ	植物工場等における次世代生物生産システムを学ぶ	対象コース	生物生産科学コース
選択する教育クラスター	農工連携クラスター		

養成する人材像	ゲノム編集技術等の最先端の育種技術を学ぶと共に、植物工場などの施設型生産システムやAIやロボットを活用する生産システムに関する科目を履修し、より生産性の高い農業、高付加価値製品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、新しい農業を通して社会貢献、地域活性化を志向するとともに、農業の効率化のため、次世代スマート農業に関する基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	農業用機械製造業、農林畜水産業及びそれらの関連法人、種苗企業、農協、生協、食品製造業、農林水産技術者、畜産技術者、ベンチャー起業家、公務員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●生物生産科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	自律知能システム②(他専) ロボット工学特論②(他専) 生物化学工学特論②(他コ)	スマート農業に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】			6	
所属基盤コース 専門科目	植物細胞工学特論② 動物生殖工学特論②		生産システム制御工学特論② 植物分子生物学特論② ●生物生産科学特別実習①			
専攻共通科目	●生物資源学研究④		●生物生産科学特別講義①		4	
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①				4	

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※(他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑱

学生が学修したいテーマ	次世代の水産技術を学ぶ	対象コース	生物生産科学コース
選択する教育クラスター	農工連携クラスター		

養成する人材像	最先端の育種技術と水産資源の生物学特性を学ぶと共に、光計測技術やロボット工学に関する基礎知識を修得し、効果的な集魚や探知等が可能な高度水産技術の開発に意欲的に取り組み、社会貢献及び地域活性化を志向するとともに、次世代スマート水産業に貢献できる人材を育成
活躍が期待される分野	水産関連機械製造業、水産業及びそれらの関連法人、漁業協同組合、生協、食品製造業、水産技術者、ベンチャー起業家、公務員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●生物生産科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	光デバイス特論②(他専) ロボット工学特論②(他専) フィールド水圏生物学特論(自コ)②	スマート農業に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】			6	
所属基盤コース 専門科目	植物細胞工学特論② 動物生殖工学特論②		水産植物学特論② 植物分子生物学特論② ●生物生産科学特別実習①			
専攻共通科目	●生物資源学研究④		●生物生産科学特別講義①		4	
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①				4	

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 32単位以上 ●印は「必修科目」 ※(他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑱

学生が学修したいテーマ	次世代の林産加工技術を学ぶ	対象コース	生物生産科学コース
選択する教育クラスター	農工連携クラスター		

養成する人材像	最先端の育種技術と森林資源の生物学特性を学ぶと共に、林業の省力化を図るためのロボット工学に関する基礎知識を修得し、高度耐久の木材の開発等に意欲的に取り組み。社会貢献及び地域活性化を志向するとともに、次世代スマート林業に貢献できる人材を育成
活躍が期待される分野	林業関連機械製造業、林業及びそれらの関連法人、林業協同組合、生協、建設業、林産加工技術者、ベンチャー起業家、公務員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●生物生産科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	制御応用工学特論②(他専) ロボット工学特論②(他専)	森林生物学特論②(自コ)	スマート農業に関する基礎知識を修得 【分野横断型教育】		6	
所属基盤コース 専門科目	植物細胞工学特論② 森林代謝科学特論② 植物保護学特論②	植物分子生物学特論② ●生物生産科学特別実習①				
専攻共通科目	●生物資源学研究④		●生物生産科学特別講義①		4	
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①				4	

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 3 2単位以上 ●印は「必修科目」 ※(他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ⑳

学生が学修したいテーマ	生物の特徴を学び、生物資源を有効利用する知識を修得する	対象コース	応用生命科学コース
選択する教育クラスター	応用生物資源クラスター		

養成する人材像	生物工学的手法を用いて、生物資源又は成分並びにそれらの化学合成誘導体を対象に、新しい機能性物質を探索し、医薬品、化粧品、機能性食品等への応用に貢献できるとともに、生物資源由来の生理活性物質の構造設計や機能改善に有用な工学に関する基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	製薬系企業、化学系企業、医用工学系企業、化粧品産業、ベンチャー起業家、公務員、商社等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●応用生命科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●応用生命科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	多元画像処理②(他専)	バイオメカニカルデザイン②(他専) 資源利用学特論(他コ)②	機能性物質の設計に必要な医学や医学に関する 基礎知識を修得【分野横断型教育】		6	
所属基盤コース 専門科目	創薬学特論② 先端生命科学特論② 生体熱力学特論②	細胞情報工学特論② ●応用生命科学特別実習①				
専攻共通科目	●生物資源学研究④		●応用生命科学特別講義①		4	
研究科共通科目	●データサイエンス② グローバル社会文化論① 科学技術論B①				4	

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】 3 2単位以上 ●印は「必修科目」 ※(他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ㉑

学生が学修したいテーマ	食品の栄養性や機能性を学び、新しい食品開発に関する知識を修得する	対象コース	食料生物科学コース
選択する教育クラスター	食品科学クラスター		

養成する人材像	農林畜水産物や未利用生物資源の栄養性、機能性、安全性等を深く理解し、その利点を有効に活用した新しい加工食品、機能性食品等の開発に貢献できるとともに、地域創成のため、地域の生物資源の特性と有用性に関する基礎知識を有する人材を育成
活躍が期待される分野	食品関連企業（生産・研究・商品開発）、フードビジネス業、食品加工業、食品流通業、ベンチャー起業家、公務員、農林水産業団体職員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●食料生物科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●食料生物科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	機能性食品学特論(自コ)②		生物資源の栄養性、機能性、非破壊計測に関する基礎知識を修得【分野横断型教育】		6	
	非破壊計測学②(他専)	栄養生化学特論(自コ)②				
所属基盤コース 専門科目	食安全学特論②				10	
	生体機能学特論②					
		分子組織代謝学特論②				
		食品評価特論②				
		●食料生物科学特別実習①				
専攻共通科目	●生物資源学研究④			●食料生物科学特別講義①	4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論①					
	科学技術論B①					

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】32単位以上 ●印は「必修科目」 ※(他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

履修モデル ㉒

学生が学修したいテーマ	地域の農林畜水産物を6次産業化する方法を学ぶ	対象コース	生物生産科学コース
選択する教育クラスター	6次産業クラスター		

養成する人材像	ゲノム編集技術等の最先端の育種技術を学ぶと共に、植物工場などの施設型生産システムやAIやロボットを活用する生産システムに関する科目を履修し、より生産性の高い農業、高付加価値製品の生産、新しい品種改良の知識・技術を修得し、新しい農業を通して社会貢献、地域活性化を志向するとともに、地域創成のため、地域の農林畜水産物を6次産業化する実践力につながる基礎知識を持つ人材を育成
活躍が期待される分野	6次産業関連企業、ベンチャー起業家、農林畜水産業及びそれらの関連法人、種苗企業、農協、生協、食品製造業、食品関連企業（生産・研究・商品開発）、公務員等

年次	1年次		2年次		単位数	合計
	前期	後期	前期	後期		
学位論文指導科目	●生物生産科学特別演習④ (研究題目設定) (中間発表)		(学位論文作成)・(学位取得) ●生物生産科学特別研究④		8	32
教育クラスター科目	食安全学特論②(他コ)		工学的な食品の加工システムに関する基礎知識を修得【分野横断型教育】		6	
	光デバイス特論②(他専)	食品加工保蔵特論②(他コ)				
所属基盤コース 専門科目	畜産物利用学特論②				10	
	フィールド水圏生物学特論②					
	森林代謝科学特論②					
		水産植物学特論②				
		●生物生産科学特別実習①				
専攻共通科目	●生物資源学研究④			●生物生産科学特別講義①	4	
研究科共通科目	●データサイエンス②				4	
	グローバル社会文化論①					
	科学技術論B①					

学位論文指導科目：8単位、教育クラスター科目：6単位以上、所属基盤コース専門科目：10単位以上、専攻共通科目：4単位、研究科共通科目：4単位以上
 【修了必要単位数】32単位以上 ●印は「必修科目」 ※(他専)：他専攻開講 (他コ)：他コース開講 (自コ)：自コース開講

生物資源学専攻 研究指導・論文審査の標準的なスケジュール

年次	学期	時期	内容	備考
1 年次	前期	4月上旬	新入生オリエンテーション・履修ガイダンス	研究指導体制の説明
		4月中旬	指導教員（主指導教員1名、副指導教員1名以上、アドバイザー教員1名）の決定	研究テーマに応じて所属コース以外から副指導教員及びアドバイザー教員を選任可能
		4月中旬	指導教員願：提出	
		4月～6月	研究題目決定、及び研究計画立案	指導教員は、研究の背景、先行研究を踏まえた研究の位置づけ、研究目的、研究方法、研究計画、研究にかかる倫理的配慮等、研究のデザインについて指導、確認する。
		6月下旬	研究計画書：提出	
		6月下旬～（通年）	研究計画に基づく研究の実行・指導	指導教員は、実験を安全に進めるため、研究開始時に安全教育を行う。学生は、指導教員に定期的に研究経過を報告し、状況に応じて、柔軟に研究計画の見直し・修正を図る。
	後期	2月	修士論文中間発表会（公聴会形式）	コースごとに公聴会形式で修士論文の中間発表会を開催する。学生は自コースのみならず、教育クラスターを構成する他コースや他専攻の中間発表会にも参加する。
		3月上旬～2年次4月上旬	研究計画の見直し	研究の進捗状況に応じて、指導教員と相談しつつ適宜研究計画を見直す。
2 年次	前期	4月下旬	研究計画書（修正版）の提出	
		4月下旬～（通年）	研究計画に基づく研究の実行・指導	学生は、指導教員に定期的に研究経過を報告し、適切な指導・助言を受ける。状況に応じて、柔軟に研究計画の見直し・修正を図る。
		7月～1月	修士論文の作成開始	学生は、随時指導教員の指導・助言（論文草稿のチェックを含む）を受け、草稿を修正、修士論文にまとめ上げる。
	後期	2月上旬	修士論文提出	学生は必要書類（学位申請書、履歴書等）を添えて、修士論文を研究科長に提出する。
		2月上旬	修士論文審査委員の決定（主査1名、副査2名）	研究科委員会は、各論文に3人以上の審査委員で構成される学位審査委員会を組織する。
		2月中旬	修士論文発表会（公聴会形式）及び修士論文の審査	コースごとに公聴会形式で修士論文発表会を開催。学位審査委員会は論文審査及び最終試験を行い、その結果を、文書をもって専攻長、研究科長に報告する。
		2月下旬	課程修了の審議	専攻科教授会は、審査委員会による論文審査及び最終試験の報告に基づき、審議の上、課程修了の可否を議決する。審議結果は速やかに研究科長に報告する。研究科長は、各専攻の審議結果を取りまとめ、学長に報告する。
		3月下旬	課程修了、学位取得	学長は、研究科長の報告に基づき、学生の課程修了を認定し、修士の学位を授与する。
	3月下旬	修了式		

徳島大学大学院社会産業理工学研究部理工学域及び生物資源産業学域研究倫理委員会規則
平成29年4月1日
大学院社会産業理工学研究部長制定

(設置)

第1条 徳島大学大学院社会産業理工学研究部理工学域及び生物資源産業学域（以下「両学域」という。）に、人を対象とする研究の適正な実施を図るため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、徳島大学大学院社会産業理工学研究部理工学域又は生物資源産業学域で行う人を対象とする研究（徳島大学及び徳島大学の各部局等に置かれる倫理審査委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、研究計画の実施の適否等について、研究の対象となる個人（以下「被験者」という。）の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点、社会的観点及び科学的観点から審査する。

(審査方針)

第3条 委員会は、前条の審査に際し特に次の各号に掲げる観点に留意しなければならない。

- (1) ヘルシンキ宣言の理念、当該研究に関する倫理指針等の遵守
- (2) 被験者の尊厳の尊重
- (3) 事前の十分な説明と自由意思による同意（インフォームド・コンセント）
- (4) 個人情報保護の徹底
- (5) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (6) 被験者の人権の保障の社会的又は科学的利益に対する優先
- (7) 研究の適正性及び透明性の確保

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理工学域長が指名する委員長
 - (2) 両学域の専任の教員のうちから当該学域長が指名する者
 - (3) 両学域と利害関係を有しない倫理、法律等面の有識者
 - (4) その他両学域の長が必要と認める者
- 2 委員のうち2人以上は、両学域以外から選出するものとする。
- 3 委員は、男女両性で構成するものとする。

(任期)

第5条 前条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審査対象となる研究計画の研究責任者（人を対象とする研究を実施しようとする個人又は団体の責任者をいう。以下同じ。）又は研究分担者の委員は、当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし、委員会の求めに応じて会議に出席し、説明することを妨げない。

3 委員会が必要と認めるときは、研究責任者の出席を求め、申請内容等について説明させることができる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会が必要と認めるときは、会議を公開することができる。

(議事)

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認

- (3) 条件付承認
 - (4) 変更の勧告
 - (5) 不承認
- (迅速審査)

第9条 委員長は、次の各号に掲げるいずれかの審査申請があったときは、委員長が指名する委員と協議のうえ判定することができる。

- (1) 研究計画の軽微な変更の審査
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査
- (3) 共同研究であって、既に主たる研究実施機関等において倫理審査委員会等の承認を受けた研究計画を、徳島大学大学院社会産業理工学研究部理工学域又は生物資源産業学域において実施しようとする場合の研究計画の審査
- (4) 被験者に対して最小限の危害（日常生活や健康検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危害であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危害を含まない研究計画の審査

2 前項の規定により判定を行ったときは、当該判定を行った委員以外のすべての委員に結果を報告しなければならない。

(秘密保持義務)

第10条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申請手続)

第11条 研究責任者は、別に定める倫理審査申請書を所属する学域の学域長（以下「所属長」という。）に提出しなければならない。承認を受けた研究計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 所属長は、前項の倫理審査申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問する。

(判定の通知)

第12条 所属長は、委員会の審査終了後速やかにその判定を研究責任者に通知しなければならない。

2 前項の通知に当たっては、審査の判定が第8条第1項第3号、第4号又は第5号である場合には、その条件又は変更若しくは不承認の理由等を記載しなければならない。

(被験者への情報提供)

第13条 研究責任者は、承認又は条件付承認の判定を受けたときは、被験者に対してその旨を説明し、研究計画の内容等を被験者に書面にて提供しなければならない。

(実施制限及び再審査)

第14条 研究責任者は、承認又は条件付承認の判定を受けた後でなければ、当該研究を実施することができない。

2 研究責任者は、審査の結果に異議があるときは、再審査を請求することができる。

3 所属長は、前項の請求について必要と認めるときは、委員会に再審査を求めることができる。

(実施中の研究の審査)

第15条 委員会は、実施中の研究に関して審査し、研究責任者に対して研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。

(研究の終了又は中止の報告)

第16条 研究責任者は、当該研究を終了し、又は中止したときは、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

(文書管理)

第17条 審査経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要と認めるときは公表することができる。

2 審査に関する文書は、法令等に定めがある場合を除き、当該研究が終了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間保管しなければならない。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、常三島事務部生物資源産業学部事務課の協力を得て、常三島事務部理工学部事務課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に廃止前の徳島大学大学院理工学研究部及び生物資源産業学研究部研究倫理委員会規則（平成28年度大学院理工学研究部長及び生物資源産業学研究部長制定）の規定により、承認又は条件付承認の判定をされた研究計画は、この規則の規定により承認又は条件付承認の判定をされたものとみなす。
- 3 この規則施行の際現に廃止前の徳島大学大学院理工学研究部及び生物資源産業学研究部研究倫理委員会規則第17条の規定に基づき保存されている記録は、大学院社会産業理工学研究部理工学域に移管し、この規則の第17条の規定を適用するものとする。
- 4 この規則施行後、最初に選出される第4条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

○徳島大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規則

平成27年4月21日

規則第4号制定

徳島大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規則（平成19年度規則第22号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 不正防止のための体制（第5条～第7条）
- 第3章 告発の受付（第8条～第9条）
- 第4章 事案の調査（第10条～第20条）
- 第5章 不正行為等の認定（第21条～第27条）
- 第6章 措置及び処分（第28条～第34条）
- 第7章 雑則（第35条～第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、徳島大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動上の不正行為 研究活動上の不正行為とは、次のものをいう。
 - イ 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用（以下「特定不正行為」という。）
 - ロ イ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の甚だしいもの
- (2) 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。
- (3) 研究倫理教育 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、本学において、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育をいう。
- (4) 告発等 本学における不正行為に関する告発又は相談をいう。
- (5) 資金配分機関 告発等が行われた研究活動にかかる予算の配分又は措置をした配分機関等をいう。
- (6) 部局 各学部、大学院各教育部、大学院各研究部、教養教育院、先端酵素学研究所、徳島大学学則（昭和33年規則第9号。以下「学則」という。）第4条に定める共同研究施設等、四国産学官連携イノベーション共同推進機構、病院、事務局、常三島事務部、蔵本事務部、技術支援部及び保健管理・総合相談センターをいう。

（研究者等の責務）

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を第5条に規定する総括責任者が別に定める方法に沿って適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究者等は、徳島大学行動規範（平成18年9月13日制定）を遵守しなければならない。
（学長の責務）

第4条 学長は、不正行為の防止のため、研究者等に対して研究倫理教育、啓発等の機会を設けなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第5条 総括責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 総括責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について総括し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者（以下「責任者」という。）は、原則として部局の長をもって充てる。

2 責任者は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講ずるとともに、第8条第3項の規定による通知を受けたときは、第10条に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

3 責任者は、研究者等に対し、定期的に研究倫理教育を行うものとする。

4 責任者は、第2項の業務を補佐する者として、研究倫理副責任者を任命することができる。

5 研究倫理副責任者（研究倫理副責任者を置かない部局にあつては責任者）は、若手研究者等に対して、自立した研究活動が行えるように適切な支援・助言等を行うものとする。

(研究倫理教育推進室)

第7条 本学に研究倫理に関する企画・立案及び研究不正の防止策の策定等のため、研究倫理教育推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室に室長及び室員を置く。

3 室長は、総括責任者をもって充てる。

4 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事
- (2) 総務部長
- (3) 財務部長
- (4) 研究・社会連携部長
- (5) その他室長が必要と認めた者

5 推進室に係る事務は、研究・社会連携部産学連携・研究推進課が行う。

第3章 告発の受付

(不正行為告発窓口等)

第8条 告発等は、徳島大学における公益通報の取扱い等に関する規則（平成17年度規則第105号。以下「通報規則」という。）第4条における通報等の窓口を通じて受け付ける。

2 告発等は、原則として顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 総括責任者は、不正行為に関する告発等を受け付けたとき又は不正行為に関する情報を得たときは、速やかに学長に報告するとともに、告発等の対象（不正行為に関する情報の当事者を含む。以下同じ。）となっている研究者等（以下「被告発者」という。）の所属する部局の長（当該部局の長が告発等の対象に含まれているときは、告発等の対象に含まれない副学部長その他これに代わる者とする。以下同じ。）に通知するものとする。

4 総括責任者は、告発等の対象に他機関に所属する者が含まれている場合は、当該他機関の長に通知等を回付することができる。

5 報道、学会等の研究者コミュニティ、インターネット又は他機関から不正行為が指摘された場合（第2項に規定する内容が示されている場合に限る。）については、第3項の規定による告発等があった場合に準じて取り扱うものとする。

6 匿名による告発等があった場合について、必要と認めるときは、第3項の規定に準じて取り扱うことができる。

7 告発等に関してこの規則に定めのない事項については、通報規則に定めるところによる。

(告発処理体制等の周知)

第9条 学長は、告発窓口、告発等の方法、その他必要な事項を学内外に周知するものとする。

第4章 事案の調査

(予備調査の実施)

第10条 学長は、第8条第3項の規定による報告を受けたときは、被告発者の所属する部局の長に予備調査を行わせ、受け付けた日から起算して30日以内に調査結果を報告させるものとする。

2 予備調査を行う部局の長は、告発等を行った者（以下「告発者」という。）、被告発者及びその他関係者に対して、必要な書類等の提出を求め、又はヒアリングを行う等の必要な協力を求めることができる。

3 予備調査を行う部局の長は、本調査の証拠となり得る関係書類、実験・観察記録ノート及び実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第11条 予備調査を行う部局の長は、告発等された行為等が行われた可能性、告発等の際又は不正行為に関する情報として示された科学的理由の論理性、告発等の内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について調査する。

2 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発等について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第12条 学長は、前条の規定による予備調査の結果を踏まえ、直ちに本調査の実施の是非を決定するものとし、本調査を行うことを決定したときは、調査結果の報告を受けた日から起算して30日以内に調査委員会を設置する。

2 学長は、本調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

3 学長は、本調査を行わないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合において、予備調査を行った部局の長は、告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

4 学長は、予備調査の結果、告発等が悪意に基づくものと判断されたときは、告発者が所属する部局の長（告発者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長。以下同じ。）にその旨を通知するものとする。

5 学長は、予備調査の結果について告発者から異議の申し出があったときは、被告発者が所属する部局の長に再調査を命ずることができる。

(調査委員会)

第13条 前条第1項に規定する調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 総括責任者

(2) 被告発者が所属する部局の長

(3) 告発等の対象となっている研究分野の研究者で他機関に所属する者 2名以上

(4) 本学と利害関係を有しない倫理、法律等に関する学識経験者 1名以上

(5) その他総括責任者が必要と認める者

2 調査委員会の委員の過半数は、外部有識者でなければならない。

3 調査委員会に委員長を置き、総括責任者をもって充てる。

4 第1項第3号から第5号までの委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから、学長が命じ、又は委嘱する。

5 調査委員会の事務は、関係部局の協力を得て研究・社会連携部産学連携・研究推進課が行う。

(調査委員会設置に伴う通知)

第14条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、学長に書面により、異議を申し立てることができる。

3 学長は、前項の規定による異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、告発者及び被告発者にその旨を通知する。

(本調査の実施)

- 第15条 調査委員会は、本調査を開始するときは、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 2 調査委員会は、告発等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察記録ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 5 告発者、被告発者及びその他当該告発等に係る事案に関係する者（以下「関係者」という。）は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

- 第16条 本調査の対象は、告発等された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第17条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発等された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発等された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発等された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

- 第18条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、資金配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

- 第19条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第20条 被告発者は、本調査において、告発等された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続ののっとり行われたこと並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、調査委員会は第15条第5項に定める保障を与えなければならない。

第5章 不正行為等の認定

(認定の手續)

- 第21条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者及びその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割その他必要な事項を認定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合で、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。この場合において、認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、第1項に定める認定が終了したときは、直ちに学長に報告しなければならない。

い。

(認定の方法)

第22条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存・管理期間内の生データ、実験・観察記録ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第23条 学長は、第21条第4項の規定による報告を受けたときは、速やかに調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び被告発者が所属する部局の長に通知するとともに資金配分機関に報告する。

2 学長は、悪意に基づく告発等と認定された場合、告発者及び被告発者が所属する部局の長にその旨を通知するものとする。

3 学長は、特定不正行為に係る事案については、文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。

(不服申立て)

第24条 研究活動上の不正行為が行われたと認定された被告発者は、前条第1項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発等が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発等と認定された者を含む。）は、当該認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 学長は、第1項の不服申立てがあった場合は、告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

4 学長は、第2項の不服申立てがあった場合は、告発者が所属する部局の長及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

5 学長は、特定不正行為に係る事案については、文部科学省に不服申立てについて報告するものとする。

(再調査の実施)

第25条 学長は、前条第1項及び第2項による不服申立てを受けたときは、調査委員会に不服申立てに係る審査を命ずるものとする。この場合において、不服申し立ての趣旨が調査委員会の構成等その公平性に関わるとき又は新たに専門性を要する判断が必要となるときは、調査委員の交代若しくは追加又は新たに調査委員会を設置し、再調査を行わせることができる。

2 調査委員会は、学長から前項の審査を命じられた場合は、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告が当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものとされた場合には、告発者及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。この場合において、不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、不服申立人に以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

4 学長は、第2項の報告が再調査の実施とされた場合は、告発者及び被告発者に通知するとともに資金配分機関に報告するものとする。

5 学長は、特定不正行為に係る事案については、文部科学省に不服申立の審査結果について報告するものとする。

(再調査の方法)

第26条 調査委員会は、再調査を実施する決定をした場合は、不服申立人に対し、本調査の結

果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 調査委員会は、不服申立人からの協力が得られない場合は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、学長にその旨を報告し、学長は、不服申立人にその旨を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、開始の日から起算して50日以内（第24条第2項の規定に基づく不服申し立ての場合は30日以内。以下同じ。）に本調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、50日以内に決定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、承認を得るものとする。
- 4 再調査の調査結果の通知は、第23条各項の規定を準用する。
（調査結果の公表）

第27条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。ただし、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合は、不正行為に関与した者の氏名等を非公表とすることができる。

- 2 前項の規定により公表する内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発等がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 4 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案（告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過をいう。以下同じ。）が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書の規定により公表する内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発等が行われたと認定された場合は、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発等と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を公表する。

第6章 措置及び処分

（調査中における一時的措置）

第28条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発等に係る経費の執行停止その他の必要な措置を講ずることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講ずるものとする。
- 3 学長は、前2項の措置を行った場合は、被告発者にその旨を通知するものとする。

（研究費の使用中止）

第29条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該告発等に係る経費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第30条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
(措置の解除等)

第31条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、第28条第1項及び第2項に基づく研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、第17条第1項及び第2項に基づく証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
(処分)

第32条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、国立大学法人徳島大学就業規則（平成16年度規則第7号。以下「就業規則」という。）、学則その他関係法令等の定めに基づき、必要な処分を行うものとする。

2 学長は、前項の場合において、被認定者に既に使用した経費の全部又は一部を返還させることができる。

3 学長は、前2項の処分を行ったときは、資金配分機関に対して、その処分の内容等を報告する。

4 学長は、告発が悪意によるものと認定された場合、告発者が本学の職員又は学生であるときは、就業規則又は学則に基づき、必要な処分を行うことができる。

(是正措置等)

第33条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は、不正行為が発生した部局の長に、速やかに是正措置及び再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを命じ、必要に応じて全学的な是正措置等をとるものとする。この場合において、不正行為に関与していない部局及び研究者等の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、前項の規定に基づく是正措置等の内容を、必要に応じて資金配分機関及び文部科学省その他の関係機関に報告するものとする。

(不利益扱いの禁止)

第34条 学長及び部局の長は、告発等をしたことを理由として、告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長、総括責任者及び部局の長は、単に告発等があったことをもって、被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

第7章 雑則

(秘密保護義務)

第35条 この規則に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務に携わることがなくなった場合も同様とする。

2 学長は、調査事案について、本調査の終了前に、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないように秘密保持を徹底しなければならない。

3 学長は、当該告発等に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者（以下「当該者」という。）の了承を得た上で、本調査の終了前に調査事案について公表することができる。ただし、当該者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、了承は不要とする。

4 学長及びこの規則に定める業務に携わる全ての者は、関係者に連絡又は通知をするときは、人権、名誉及びプライバシー等を侵害することがないように配慮しなければならない。

(調査期間の厳守)

第36条 予備調査、本調査及び再調査については、それぞれの調査ごとに定める期間内において、速やかに行わなければならない。

(雑則)

第37条 この規則に定めるもののほか、不正行為への対応について必要な事項は、総括責任者が別に定める。

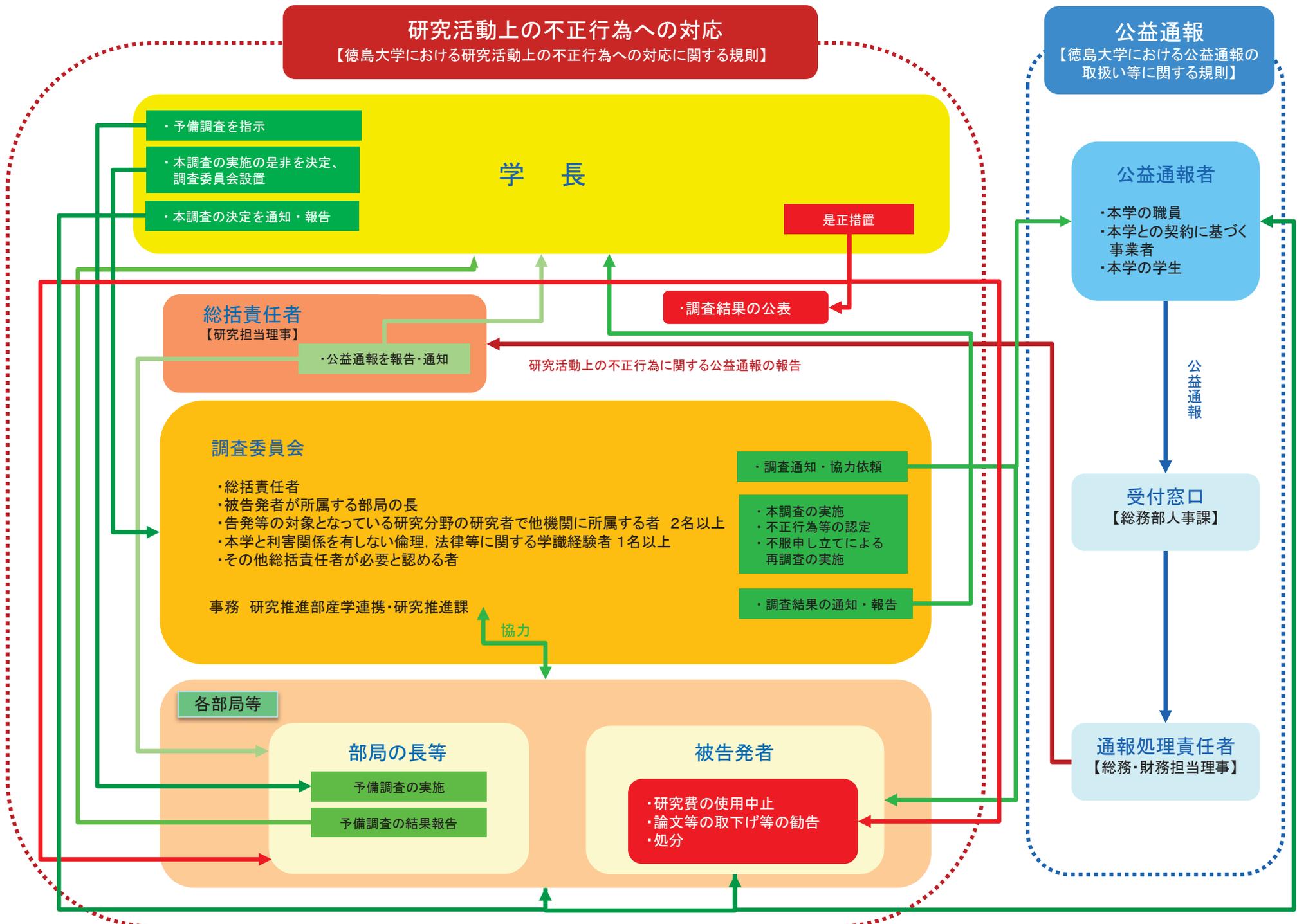
附 則

この規則は、平成27年4月21日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第64号改正）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第78号改正）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

国立大学法人徳島大学における研究活動上の不正行為への対応に関する管理・運営体制



研究活動上の不正行為への対応 【徳島大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規則】

学 長

- ・ 予備調査を指示
- ・ 本調査の実施の是非を決定、調査委員会設置
- ・ 本調査の決定を通知・報告

総括責任者 【研究担当理事】

- ・ 公益通報を報告・通知

調査委員会

- ・ 総括責任者
- ・ 被告発者が所属する部局の長
- ・ 告発等の対象となっている研究分野の研究者で他機関に所属する者 2名以上
- ・ 本学と利害関係を有しない倫理、法律等に関する学識経験者 1名以上
- ・ その他総括責任者が必要と認める者

事務 研究推進部産学連携・研究推進課

- ・ 調査通知・協力依頼
- ・ 本調査の実施
不正行為等の認定
不服申し立てによる再調査の実施
- ・ 調査結果の通知・報告

各部局等

部局の長等

- ・ 予備調査の実施
- ・ 予備調査の結果報告

被告発者

- ・ 研究費の使用中止
- ・ 論文等の取下げ等の勧告
- ・ 処分

公益通報 【徳島大学における公益通報の 取扱い等に関する規則】

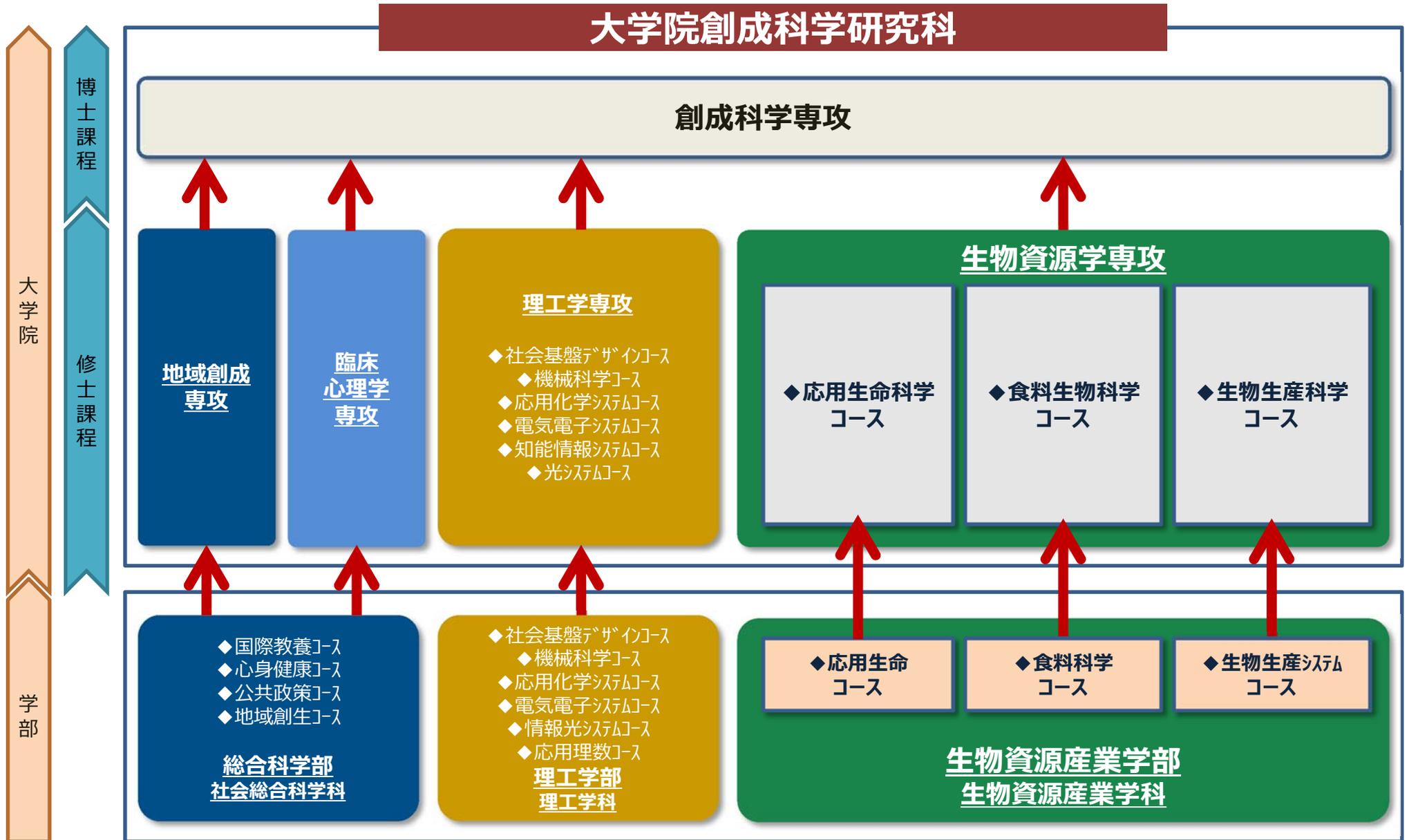
公益通報者

- ・ 本学の職員
- ・ 本学との契約に基づく事業者
- ・ 本学の学生

受付窓口 【総務部人事課】

通報処理責任者 【総務・財務担当理事】

再編後の学部と大学院の接続（学生の主たる流れ）



基礎となる学部との関係

博士（生物資源学）

創成科学専攻

博士課程

「分野」

- ◆フォトニクス◆防災・危機管理◆地域開発◆環境・エネルギー◆メディカルサイエンス◆ロボティクス・人間支援◆データサイエンス
- ◆機能性材料◆文化環境◆環境共生 ◆農工連携◆応用生物資源◆食料科学◆6次産業

創成科学専攻（博士課程）は、修士課程で学修した知識「教育クラスター」を更に展開・深化させる分野融合型教育を行う。

修士課程

応用生命科学コース

教育内容

生物学、化学、工学を融合した高度なバイオ技術を駆使して、健康、資源、環境等の諸問題を解決するための専門知識、技術を修得させ、創薬、細胞機能の解明と応用、バイオマス有効利用等の諸問題を解決し、産業への応用を図る能力を強化することを目標とした教育研究を行う。

食料生物科学コース

教育内容

バイオ技術を駆使して食料、健康の諸問題を解決するための高度な専門知識、技術を修得させ、微生物機能の利用、機能食品の開発に関する教育を進め、農学、工学、栄養学、薬学的見地から新しい安全な食品開発と産業化に貢献する能力を強化することを目標とした教育研究を行う。

生物生産科学コース

教育内容

先端的作物生産、家畜繁殖、育種工学、資源増殖の教育研究を開発や販売戦略等も含めて行い、生物資源の安定供給に関わる諸問題について解決法を探求し、生産性の高い持続的1次産業を構築するための高度な知識・技術力を強化することを目的とした教育研究を行う。

分野横断型

教育クラスター：産業界・社会のニーズ（重要課題）に対応した研究に基づく分野横断型教育

「フォトニクス」「防災・危機管理」「地域開発」「環境・エネルギー」「メディカルサイエンス」「ロボティクス・人間支援」「データサイエンス」「機能性材料」「環境共生」「農工連携」「応用生物資源」「食品科学」「6次産業」全13クラスター

研究科共通科目：分野を超えた研究科共通の研究科基盤教育科目、グローバル教育科目群、イノベーション教育科目群

専攻共通科目：修士論文の研究テーマ設定、研究計画の設定、研究に必要な基礎的知識と技術の習得、コミュニケーション能力と高い倫理観の養成

専門教育

生命科学、基礎医学、創薬・診断薬、医薬生産のためのバイオプロセス技術等に関連した科目群

専門教育

機能性食品開発、食品機能成分の生理機能解析、微生物や酵素等を用いた食品加工学、植物有用成分の探索・機能解析等に関連した科目群

専門教育

ゲノム編集や細胞工学による最新の育種技術、生物資源管理と利用、植物工場による施設園芸型の生物生産システム、6次産業化等に関連した科目群

生物資源学専攻（修士課程）は、生物資源産業学部の専門分野教育を継続（担保）すると共に、教育クラスター等の横断型教育により、「生物資源学」の枠を超えた高度な教育を行い、他分野の知識や技術を広く学修する。

応用生命コース

教育内容

生物を構成する分子の構造と生命現象における機能・制御について研究を行い、その成果を創薬、診断技術等の医学的分野およびバイオ燃料等の生物化学工学分野に活かすための教育を行う。

食料科学コース

教育内容

農学、医学、栄養、薬学的観点から機能食品開発や食資源の有効利用に関する教育を行う。

生物生産システムコース

教育内容

農工連携による先端技術、特にゲノム編集による作物・家畜の品種改良技術やシステム化した農作物の高効率生産技術の開発、林業、水産資源の育種と利用等に関する教育を行う。

修士（生物資源学）

生物資源学専攻

学士（生物資源産業学）

生物資源産業学部